

Weekly Report

第207号

平成25年 3月18日

鈴木恒夫税理士事務所

株式会社鈴木経営センター

TEL 029-275-4333

FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp

http://www.szk-accounting.jp/

雇用拡大を後押しする雇用促進税制

◆雇用と所得の拡大を後押しする税制改正

国における最重要テーマの一つとなっている雇用と所得の拡大のため、平成25年度税制改正では、所得拡大促進税制(給与等を一定以上増加させた場合、増加額の10%を税額控除)を創設するとともに、雇用促進税制については税額控除額を引き上げる(現行20万円→40万円)予定です。

全国法人会総連合が行った25年度税制改正に関するアンケート調査では、所得拡大税制の創設及び雇用促進税制の拡充に伴う対応について、「雇用も給与も拡大したい」13.2%、「雇用を拡大したい」15.8%、「給与を引き上げたい」13.0%となり、合計42%が前向きな回答をしています。

なお、所得拡大税制と雇用促進税制は、選択適用となります。

◆事業年度開始2カ月以内に雇用促進計画を提出

雇用促進税制は、各事業年度に雇用者数を5人以上(中小企業は2人以上)かつ、雇用増加割合10%

以上増加させるなど一定の要件を満たした場合、適用年度における法人税額(個人は所得税額)から雇用者増加数1人当たり20万円(改正後40万円)の控除が受けられる制度です。

同制度を適用するには、まず事業年度開始後2カ月以内に雇用促進計画をハローワークに提出する必要があります(適用年度ごとに提出)。また、適用事業年度終了後は2カ月以内にハローワークに達成状況報告を行います。

なお、適用要件(適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと等)についても適用年度ごとに満たしている必要があります。

退職や入社に伴う社会保険料の取扱い

毎月の社会保険料(厚生年金・健康保険)は月単位で計算されます。

従業員が退職等により被保険者資格を喪失した月は、保険料を納める必要はありません。ただし、資格喪失日は退職等した日の翌日となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月までの保険料を納めることとなります。

一方、入社等により被保険者資格を取得した月は、被保険者期間が1日でもあれば1カ月分の保険料を納めることになるため、例えば、資格取得日が4月1日でも4月30日でも4月分の保険料を納めることとなります。

震災関連保証は適用期限を1年延長

東日本大震災の被害を受けた中小企業を対象に信用保証協会が借入額を100%保証する「東日本大震災復興緊急保証」及び「災害関係保証」は、今月末が適用期限となっていました。1年間延長(平成26年3月31日まで)されることが閣議決定されました。

ただし、東日本大震災復興緊急保証については、特定被災区域内(岩手、宮城、福島全域、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の一部)に事業所を有する中小企業が対象となります。